平成２６年（フ）第１２６９１号
東京都板橋区中台１丁目36―12―201
債務者　名倉　惠子
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２８０４号
東京都豊島区上池袋１丁目25―７―404
債務者　河井　優樹
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２８２５号
東京都文京区白山１丁目17―４
債務者　鈴木　孝子
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１９２０号
横浜市旭区本村町92番地９　本村コーポ301号
債務者　井手　雪正
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９８６号
神奈川県大和市鶴間１丁目30番７号　レオパレスアクア102号
債務者　大木　真麻
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月４日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９９９号
横浜市港南区芹が谷５丁目41番５号　株式会社副智総業内
債務者　小林　利光
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８８号
釧路市昭和中央１丁目47番２号　ア・ルミノ201号室
債務者　松原　貴彦
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月11日午前10時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１９２号
釧路市弥生１丁目９番11号
債務者　大場　健司
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月11日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第２１３号
釧路市愛国東３丁目10番34号
債務者　草野　紀子
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月11日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第２１４号
北海道釧路郡釧路町豊美２丁目３番地６　コスモ21―204号室
債務者　草野　雅也
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月11日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１０４１号
東京都府中市若松町４丁目22番地の12
債務者　大野　澄子（旧姓楫）
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月11日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２０２号
沖縄県中頭郡北谷町字吉原15番地
債務者　仲地　玲子
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第７５２２号
山梨県大月市初狩町下初狩1396―１
破産者　萱沼　光秀
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７５２３号
山梨県大月市初狩町下初狩1396―１
破産者　萱沼さゆり
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７５２４号
山梨県大月市初狩町下初狩1396―１
破産者　萱沼　夏美
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０６号
神奈川県横浜市中区山下町25番地
破産者　株式会社ブームデザイン
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部